

旧アルファビゼン盗難事件調査特別委員会報告書

平成28年9月27日

備前市議会議長 鵜川 晃 匠 殿

委員長 橋本 逸夫

平成28年9月27日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	結 果	備 考
旧アルファビゼン盗難事件に関する調査について ①委員の派遣について ②記録の提出要求について ③参考人の出席及び証人の出頭要求について ④次回の委員会について	継続審査	—

旧アルファビゼン盗難事件調査特別委員会記録

招集日時	平成28年9月27日（火）	午前9時30分		
開議・閉議	午前9時30分	開会 ～	午後2時36分	閉会
場所・形態	委員会室A B	会期中(第6回定例会)の開催		
出席委員	委員長	橋本逸夫	副委員長	川崎輝通
	委員	山本恒道		田原隆雄
		尾川直行		田口健作
		津島 誠		掛谷 繁
		守井秀龍		立川 茂
		西上徳一		山本 成
		石原和人		森本洋子
		星野和也		
欠席委員	なし			
遅参委員	なし			
早退委員	なし			
列席者等	議長	鵜川晃匠		
参考人	なし			
証人	なし			
説明員	なし			
事務局	議会議務局長	草加成章	事務局次長	入江章行
	議事係長	石村享平	議事係主査	青木弘行
傍聴者	報道関係	山陽新聞	朝日新聞	読売新聞
		NHK	山陽放送	
	一般傍聴	7人		
審査記録	次のとおり			

午前9時30分 開会

○橋本委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの御出席は15名、全員でございます。定足数に達しておりますので、これより旧アルファビゼン盗難事件に関する調査特別委員会を開会いたします。

既にお知らせをいたしておりますとおり、前回の委員会で決定をした記録の提出につきましては、関係者から提出期限内に書類を提出いただいておりますことを、まずもって御報告いたします。事務局にて保管しておりますので、閲覧を希望される方は事務局に申し出てください。なお、記録の閲覧で知り得た情報につきましては、本特別委員会の調査以外には使用できませんので、あわせてお願いをいたします。

次に、9月16、同月26日に特別委員会の幹事会を開催し、本日御決定をいただく記録の提出、証人の出頭要求及び参考人の出席要求案をお手元に配付いたしておりますので、ごらんいただけます。これでございますね。たくさんあるやつ。これですね。本日の委員会はこれらを順次お諮りをしてまいりますので、よろしくをお願いをいたします。

次に、前回の委員会で旧アルファビゼンの実地調査が決定しております。執行部と調整をしましたところ、本日の調査が可能であるとの回答をいただいております。皆さんのお手元に配付しておりますのが回答書でございます。ただ、これにはもろもろの制約がついてございます。まずもって、皆さん方の、委員会での御意見を伺いたいと思います。こういう条件のもと、きょうの一応予定では11時からということでございますが、実地調査をしたいというふうに思います。いかがでしょうか。御一読ください、まずは。

〔「委員長、休憩にしてしたほうが」と呼ぶ者あり〕

いや、これは正式な委員会でこれをどう取り扱うかということを決めたいと思いますので…

〔「読む時間は」と呼ぶ者あり〕

読む時間も。

〔「中へ入れとくの」と呼ぶ者あり〕

もう簡単に読めるでしょ。

御一読いただけましたでしょうか。

これはきのう幹事会のほうで幹事は閲覧をしております。それにつきまして、きのう議長宛てに回答がまいったものでございます。

田原委員。

○田原委員 まず、この文書ですが、私は9月16日の一般質問で、9月11日の一般公開は1階、2階しか公開しなかったと、なぜしなかったのかということとあわせて、市民が関心を持っているのは被害箇所じゃないかということで、ぜひ被害箇所も見せてほしいということを一般質問でやったわけです。そのときに、百条委員会までまさか1階、2階しかないんでしょうなという答弁に対して余り明確な答えがもらえませんでした。そういう中で、思い出すと9月16日の幹

事会の後ですが、担当の尾野田さんが議長室にやってきて、百条委員会も1階と2階しか見せませんと、9月11日の一般公開と同じですというような答弁があったと思うんです。そこで抗議した結果、きょうのこの文書が出てるわけですけども、百条委員会は公開が原則という申し合わせをしたと思うんですけども、ここでは、傍聴者の方は申しわけないんですけども、傍聴者は別としてマスコミもだめだというふうになってますけども。この辺の経緯について議長はどのように思われとんか、私たちは尾野田さんに言うのは非公式なお願いだったと思うんですけども、議長は執行部に対してその辺どのように追求されたのか、委員長、ちょっと議長に聞いてください。

○橋本委員長 この回答を受け取った議長に対しての質問でございます。

議長、答弁できますか。

鵜川晃匠議長。

○鵜川議長 今、田原委員さん……。

○橋本委員長 座ったままで結構です。

○鵜川議長 田原委員さんのほうからも、今御説明ありましたように、9月16日の午後5時に尾野田課長、議会として副議長も同席の上、全館被害箇所を公開してほしい、その要求をいたしました。そして、尾野田課長は上司と協議をして、また御回答をいたしますからということでした。ですから、その後今日に至ったという経緯につきましては、あとは事務局とのやりとりがありますので、その詳細については事務局のほうへお尋ねをいただければと思います。

以上です。

○橋本委員長 ただいま議長のほうからそういう答弁がございましたが、事務局のほうはこの間の経緯について説明できますか。

議会事務局長。

○草加議会事務局長 16日以降の事務局の対応でございますが、16日の議長、副議長からの要請を受けて、文書でもって改めて要請してほしいという依頼がありましたので、9月21日付だったと記憶しておりますが、市長宛てに実地調査をお願いしたいという文書を発送いたしました。

以上でございます。

○橋本委員長 よろしいか。

田原委員。

○田原委員 一般質問にこだわりますけども、あの一般質問のときには、消防法の第17条ということで若干制約はあるんだと、こういうことでした。ところが、今回これを見ても、警察から広く一般に公開することは犯人しか知り得ない状況が広く一般に知らしめることになり捜査に影響があるとの理由で、公開は控えるように要請があったということで、要するに報道機関等の提供はしないようにしてくださいというふうに、ここ書いとるわけですけども。それじゃあ、今まで私たちが少なくとも告訴状を提出するまではほぼ自由に出入りしてたわけです。私も何枚

か写真も持ってますよ。そういうものの公開についてもやはりこの捜査に影響があるということで見せたら何ぞぐあい悪いことがあるんでしょうか。その辺についてはどういうふうに、事務局に聞いたらいいか……。

〔「当局に」と呼ぶ者あり〕

委員長、どうですか。

○橋本委員長 委員長交代して。

○川崎副委員長 委員長交代します。

〔委員長交代〕

○川崎副委員長 橋本委員。

○橋本委員長 ただいまの田原委員の質問にお答えをいたします。

私もこの回答文を見ますと、広く一般に公開することは犯人しか知り得ない状況が広く一般に知らしめることとなり捜査に影響があるとの理由で、公開は控えるよう要請があったからですというこのくだりにつきまして、きょうこの当委員会を開会する前に議長室からこの文書を起案したのはどなたかと、委員会を開会して休憩するからこの背景ですね、警察からそういう要請があったかどうか、そういう背景について説明を願いたいという要望をこの調査特別委員会の委員長として要請をいたしましたら、上司と相談をして返答するというので10分余り後にそういう参考人として、参考人としてじゃなくって、休憩中の説明ということであってもそれはお受けできないという正式な返事がございました。

以上、経緯を説明をいたしました。以上です。

○川崎副委員長 交代します。

〔委員長交代〕

○橋本委員長 委員長交代しました。もとに戻りました。

よろしいでしょうか。

田口委員。

○田口委員 このもらった文章に休憩時間中であっても、説明に来られないというのであれば次回委員会に参考人なり証人なりで来て、ぜひ私は説明をしていただきたいと思う。広く今まで例えばイベントであるとかそういうときでも中にいろいろな人を、不特定多数の人を入れてるときもあるわけですから、あえてこういう書き方をされるというのは私はちょっと疑義がありますので、ぜひ呼んでください、次回委員会に。よろしくお願いします。

○橋本委員長 ただいま田口委員からはここの部分で警察からそういった公開を自粛するように要請があったかどうかという点について確認をしたいので、担当者をこの特別委員会に参考人として招聘をすべきではないかという提案がございました。一応昨日の幹事会ではこのような形で資料提出、記録提出及び証人あるいは参考人の招致ということで4名を予定しておりますが、それにこの文章を起案した背景についてお尋ねをするということで参考人招致ということを追加してほしいということなんですが、皆さん御異議がないようであれば追加したいと思います。

田原委員。

○田原委員 起案した人を含めて起案書の開示もお願いしたいと思います。要するに、どなたかが決裁をして最終的には市長名で議長宛て出てるんですから。やはり担当者だけじゃなしに、それを決裁し指示した人がおられると思うんで、起案書の開示も同時に請求してほしいと思います。

○橋本委員長 皆さん、ただいま田原委員のほうはこの文書、きょうの回答の起案書の写しと、これは記録の提出ですね……。

〔「そうです」と呼ぶ者あり〕

それと次回の開催予定のこの調査特別委員会に参考人として担当者と呼ぶということでの要望がございました、要請が。いかがでしょうか。御異議なければそのように取り計らいたいと思います。

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議ないものと認めます。それでは、幹事会を通じませんが、1名を参考人として追加することにいたします。

それで、ここで時間が少し早いんですが、その他のことで一度これに休憩をいたしますので、この文章をお読みください。

委員会を休憩いたします。

〔「休憩前」と津島議員発言する〕

休憩前に。ほいじゃ、休憩取り消します。

津島委員。

○津島委員 きょうの市長から議長への要請の中で……。

○橋本委員長 回答の中で。

○津島委員 はい。実地調査についての要請で一番最後に、報道機関の調査の同行については報道機関は委員ではありませんので御遠慮くださいとなっておりますけど、これはこのとおりでええんでしょうか。

○橋本委員長 これを私、委員長に尋ねられてもこれはお答えのしようがありません。我々はこの調査特別委員会は公開が原則ということで一応スタートしておりますので、できるだけそういう制約を加えたくありませんが、これはあくまでも市長からの回答の文章に報道機関の調査の同行については報道機関は委員ではありませんので御遠慮くださいという要請文がついとるだけで、私が要請をしたものではありませんので、ここら辺についても次回参考人として呼んだ担当者尋ねるべきではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか、皆さん。

田原委員。

○田原委員 きょうの幹事会でもおかしいじゃないかいうていろいろ私も主張したんですよ。要するに、百条委員会は公開が原則って決めたじゃないかというようなことで、いろいろすったか

もんだか言うたんですが、委員会で皆さんあした諮って委員会がこれに従うんらいいけども、マスコミの皆さんがどのように判断されるかということなんですけども。要するに、鑑識の終わってる施設の管理は管理者に帰属するということなんで、見せないという理由がどこにあるんだろうかと。私、結構今までこだわって、警察がとめとんですか、何ですかということは何遍も言ってきた結果、こういうような結果なんで、あと我々が判断することないとしたら、マスコミの人がしっかり当局と協議してもらおうのも仕方がないかなあということがきのうの幹事会の締めくくりだったと思います。そうでしたな、委員長。

○橋本委員長 そうです。間違いございません。

何かありますか。

津島委員。

○津島委員 私は昨日は幹事ではありませんので、出席しておりませんが、今これから11時から旧アルファビゼンに視察に行くんですわ。そやから、委員でマスコミが入っても報道機関が中へ入ってもええか悪いというのを決をとるわけにはいかんのでしょうか。

○橋本委員長 ちょっと休憩をいたします。

午前9時48分 休憩

午前9時52分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

先ほど休憩中にいろいろと協議いただきましたが、ある委員から我々百条委員会のほうとしては、公開が原則であるので報道機関の調査の同行については構わないが、この所有者である市長部局のほうに御遠慮くださいとの要請が来ております。是が非でも同行したいということであれば休憩をいたしますから、その間に市長部局のほうに要請を報道機関みずから行っていただけたらと思います。一応11時からの現地調査という時間設定をいたしておりますので、皆さん御用意をいただきたいと思います。

それでは、委員会を暫時休憩いたします。

午前 9時53分 休憩

午前10時24分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き特別委員会を再開いたします。

これより直ちに委員派遣の手続きを行い、委員会を休憩して旧アルファビゼンの実地調査を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日旧アルファビゼンの実地調査を行うことに決しました。

なお、実地調査に当たりましては、ビデオ、写真の撮影は1名のみとし、撮影した記録は当委員会の審査以外には使用しないこと、また建物には委員及び事務局職員以外は立ち入らないとの要請を受けておりますので、御協力願います。このビデオ、写真の撮影に関しましては、昨日の幹事会で議会事務局のほうに依頼をしておりますので、御了承ください。

また、御案内をいただく担当者と午前11時に現地で待ち合わせとなっておりますので、午前10時30分をめどに2班に分かれて公用車にて現地に向かいます。1班が総務産業委員会のメンバー、2班が厚生文教委員会のメンバーといたしたいと思います。

それまでの間、記録の提出、証人の出頭要求及び参考人の出席要求書の幹事会案をごらんいただくため、暫時休憩いたします。

午前10時26分 休憩

休憩中に実地調査を実施

午後 1時32分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き旧アルファビゼン盗難事件調査特別委員会を再開いたします。

まず、休憩に入ります前に、ある委員からこの市長から議長宛てに提出された旧アルファビゼン盗難事件調査特別委員会の実地調査についてという回答書に疑義あるいは不満があるということで申し出がありました。現地の視察の時間の関係上ちょっと後回しにしてほしいということで、後回しにしてもらっております。それから入りたいと思います。

委員の発言を求めます。

石原委員。

○石原委員 視察のほうお疲れさまでした。

本来なら視察前に申し上げて議論いただくべきだったのかもしれませんが、時間の関係、その他の状況でこういう形になったんですけれども。

朝から問題になっておりますこちらの回答書についてなんですが、委員としてまた一市民としても、今回のこの回答書、まさに法的根拠であったり説得力に全くもって欠ける回答がなされて、結局報道関係の方と執行部とのやりとりもあったかと思えます。

それから、きょうは執行部の方おられませんので、今後また警察の方との聴取であったり、次回執行部の方もここへ説明員として加わるとのことですので、しっかりそこあたりの説得力ある法的根拠を持った報道関係の方への公開についてのありようを改めて説明いただきたいと思えます。

それから、私が委員の立場で感じましたのは、中段以降になりますが、実地調査についての要請のところの下、1行目です、まずは。今回はという表現、それから中段に特別にという表現、調査に協力いたしますという、こういう表現がちょっとどうなのかなと、こういう表現についても疑義を抱いたところ。それから、これについては、じゃあ、次回以降はどうなのかな、それから特別にというような表現がどういう意味を持っているのかというところ。

それから、2行目の写真、動画撮影も可としますが、代表者1名の撮影ということで、代表者1名の撮影に限定をされたその理由、なぜ代表者1名のみなのかというところが疑念を持ってこの回答書捉えておりますので。

以上のようなことを次説明員でおいでくださる執行部の方に投げかけていただいて、来られる

際にはきっちりと御回答いただく形で進めていただければと思います。

以上です。

○橋本委員長 ただいまの石原委員から出てきた御意見は、我々百条委員会、本委員会側にもかなりの制約がついておると、これはいかがかと思うという趣旨の御意見だったと思うんですが、皆さんほかの方はどんなですか。いやもうこれでいいじゃないかというふうな方がおられるか、今後のこともございます。どうでしょうか。

守井委員。

○守井委員 百条ということで委員会のほうは設置したわけですがけれども、関係者と協議しながらこういう委員会は調査していかなければいけないという観点が前提のところにあるのではないかなということが一つ思います。そんな中で、執行部への依頼を行ったところ、こういう文書が返ってきたというようなことで、差し支えあるようなことであれば問題あるかと思えますけれども、写真にいたしましても代表者1名のみ撮影で十分百条委員会としては対応できることでしょうし。それから、下記の件については執行部のそういう見解があるということで御配慮くださいというようなことでなっておるといようなことで、進めておるといことでお互いの配慮してくださいという希望に対してはそれに沿いながら進めていったほうがいいんじゃないかなというふうな今の時点では思っております。

○橋本委員長 守井委員からはそのような意見が出ました。執行部の要望であるので、それを組み入れたらいいんじゃないかということでございます。

ほかの委員の皆さん、どしどし意見を賜りたいと思います。

我々、当委員会側にも相当な制約がこの文面を見るとあります。きょう写した写真等々は百条委員会での使用のみとし、これを複製したり一般公開あるいは報道機関へ提供しないでくださいということになると、一般の市民にも当然見せてはだめですし、ただ一点ここで疑義が残るのは、1年半ほど前に議員の有志が写した写真はその規制の範囲には入らんのです。だから、何でこういうふうなことが執行部のほうから制約を受けにやならんのかという疑義が、石原委員はそういうことを言われました。守井委員はそれは構わんのじゃねえかというふうな意見ではあります。ほかの委員の皆さん御意見ないですか。

津島委員。

○津島委員 要請以外でもいいですか。

○橋本委員長 いや、この文面についてとりあえずはやって次に移りたいと思いますんで、この文面が、いやもうこんなんであえじゃないかということであるならばそりゃそれでいいですけど……。

〔「よろしい」と津島議員発言する〕

田口委員。

○田口委員 ええ、悪いというたって向こうから来とる文書じゃからな、ほんでその出した本人、回答する人がおらんとところでこれでええじゃ悪いじゃというて、委員長、ここで時間かけて

言うてみてもしようがないじゃろ。

○橋本委員長 いや、皆さんの……。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

いや、ちょっと待ってください。ちょっと待ってください。皆さんの意見がこれはなかなか承服できんと……。

〔「いやいや、わししゃべりよんのに、今」と田口委員発言する〕

いや、ちょっと待って。ああ、どうぞどうぞ。

○田口委員 じゃあから、相手がおらんのにじゃから、次回証人なり参考人で呼んだときに、この文書に関してどうのこうのという話をしたらよろしいんじゃないんですか。ここで言うてみたって、言うてみるだけで終わるじゃないですか。何の問題の解決にもならんわけじゃから。

○橋本委員長 いや、委員の皆さんの大方の意見が、いやこれはおかしいということであれば、議長とこの本委員会の正副委員長で執行部のほうに今後こういうふうな規制については容認できませんよということを申し伝えたいと思いますが、皆さんがそれは参考人もしくは説明員で呼んだときに、警察から要請があったかどうかを確認した上でそこら辺の決着はつけるべきだということであるならば、それまで待ちたいと思います。

田原委員。

○田原委員 抗議は抗議でしたらいいと思います。抗議は意思として正副委員長、正副議長でやられるのは結構ですけども、田口さんの言うように、相手のおらんここで何ぼ言うても意味がないというふうに思います。

○橋本委員長 逆に相手がおらんから言いやすいから皆さんの意見を集約して私や議長は行動したいと思いますので。

石原委員。

○石原委員 おっしゃるように、執行部も今おられませんので回答いただけないことで、今度、次回午前中に執行部の方を説明員として招致するようなお話ありましたので、その場へ向けて通告がある程度こういう投げかけをさせていただきますというのが必要であるならば、回答をしつかりした形で準備いただけるのであるならば、先ほど申し上げた1行目、2行目についての根拠をこの場で、公式の場で説明を求めますというような、僕自身の。ここの場で可か否かということではなくて。

○橋本委員長 川崎副委員長。

○川崎副委員長 幹事会で警察が説明に来るということもあって、参考人で呼んでおりますんで、その警察のやはり説明を聞いてから警察のそういう要望があったから配慮してくださいというような文章になつとんで、私はこの警察の説明を聞いた上で、やはりこの盗難事件という、刑事事件というんか、捜査能力を持つとるプロの警察がどういう考え方でやりよんかということを知った上で、我々百条委員会はそのなりの対応をしたらいいんじゃないかなと。今ここでいいか

悪いか多数決で数が多いけりゃそれで何か抗議するとかどうとかというふうに。捜査当局にやはり百条委員会の設置目的の一つが、捜査により協力するための百条委員会であったという設置目的があったと思うんで、やはり対立ではなく話し合いをしながら別に調査というか捜査というか、それぞれに支障がなければそれはそれで進行していったらいいんじゃないかなと思いますんで。まず、この文書については、こういう文章を送ってきたのか、口頭で言ったのかよく知りませんが、刑事課の現場の警察が来られるわけですから、その方の意見を聞いて、意見というか立場というんか、見解を聞いてからで結論は十分ではないかなというふうに私は思います。

以上です。

○橋本委員長 ほかの皆さん、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、とりあえず参考人として招聘する警察の意見も聞きながら、警察が捜査に影響があるから公開は控えるよう要請があったのかどうかということを確認した上で、これらその制約を加えた執行部に対して抗議するかしないかを決定していきたいなと思います。

いかがでしょうか。それでよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、そういうふうにいたしたいと思います。

とりあえず市長から議長宛てに回答があった旧アルファビゼン盗難事件調査特別委員会の実地調査については、これをもって本日の協議は終了いたしたいと思います。

引き続き、皆さんのお手元に配付をいたしております次回の委員会に資料の提出を求めるということで、あるいはその後、証人並びに参考人として出席を求めるところを確認を逐一していきたいと思います。ここで決定をしておかないと、文書の発送ができませんので、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

これは当委員会から議長宛てに記録の提出要求書という格好で出します。

まず、1 ページ目の1 枚目は、記録の提出を求める者の氏名、住所は中国電力株式会社岡山営業所所長の駒井浩介氏ということでございます。提出を求める資料は付記のとおりでございます。①から⑥までということでございます。これの提出期限は、以下は全部同じになるんですが、提出期限は1 0 月 1 1 日の火曜日ということにいたしております。で、これは、地方自治法第1 0 0 条の第1 項の規定による資料提出の要求でございます。

皆さん、これに関しましてはいかがでしょうか。このように取り計らってよろしいでしょうか。幹事会では……。

田原委員。

○田原委員 きこの幹事会で提出期限を当初私は1 0 月 7 日と提案してたのが、1 1 日になったわけですが、証人いうか、次のここへ出席していただく回、すなわち次回のこの百条委員会の日にちがその後協議されるわけですが、なかなか皆さん方この日が悪い、この日が悪い

ということで決まってないんです、現状では。それで、どうもきのうの話からいえば、もう11日しかないような気がするんで、もし出頭する、お願いする日が11日になるのであれば、1週間前ということなんで、この11日をもうちょっと前にしてもらったほうが、ちょっとこれを見てから聞きたいこともあるんでという気になるんですが、その辺きのうの幹事会と違うんですけども、その辺皆さんに諮っていただければと思うんですけども。

○橋本委員長 じゃ、先に、田原委員、次回の本委員会の開催日を先にここで諮って決定してから、この書類の提出期限を再度検討するということではどんなでしょう。

〔「ああ、結構です」と田原委員発言する〕

皆さん、そういうふうにも今、田原委員からの要請があるんですが、先に次回の本委員会の開催日を決定してからということでもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

掛谷委員。

○掛谷委員 いいんですけども、幹事会は何のために開かりよんかな。じゃから、幹事会はそういうことを前提にして幹事会をやって調整しながらやっていきよんでしょ。じゃ、もう幹事会やらなくていいじゃないですかということも言えます。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 ですから、私は事前に幹事会でこうなったけれども、幹事会の日がちが、それじゃあ、10月いっぱい、みんな、幹事会はこの日は都合が悪い、この日は研修行くんだ、この日は何じゃというて、ほんなら10月に次回を開く日にならぬじゃないの。ほんなら、11日しかないんであれば、そういうようなことも撤回して、皆さん、最終的にはあした、要するにきょうの本委員会で決めましょうというてきのう別れとんじゃから。そういう中で、せっかく証人を呼ばれるんであれば、その前に準備書面としてお願いしてるそういう記録を見せてもらったほうが聞きやすいんじゃないですかという提案を冒頭させてもらったんです。何が悪いん。

○橋本委員長 掛谷委員。

○掛谷委員 そういうことがいいとか悪いとかじゃなくって、じゃあ幹事会はそういうことももうちょっと詰めた内容でやっていかないと、最初の話のメディアの話も結局、もとに戻って申しわけないけど、執行部にメディアの方も要望して、入る入らんは決めてくださいよと言ってそういうことになったじゃないですか、もとへ戻るけどね。

〔「そうしたんじゃろ」と呼ぶ者あり〕

うん、したんです。じゃけど、朝、そういうことはもうやらなくていいじゃないですか。そんな話は出さなくて。メディアの皆さんが執行部に行かれたらよかったんじゃないんですか、それで。

○橋本委員長 ちょっといいですか。

○掛谷委員 いやいや、幹事会で決まったことがまたもう一回再びなりようから、幹事会というのは一体、存在は何なのかということなんです。

○橋本委員長 ちょっと。暫時休憩いたします。

午後1時49分 休憩

午後1時56分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは、次第の順序が前後いたしますが、証人の出頭請求等の関係で、先に次回の委員会の開催日についてお諮りします。

10月11日午前9時半から開催することよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議ないものと認めます。よって、次回の委員会は10月11日午前9時30分から開催することに決しました。

次に、幹事会案について逐次、逐一説明をいたします。

皆さんの資料をごらんください。

さきに話をしておりました、まず1点目の中国電力株式会社岡山東営業所の所長宛てに対して、所長は駒井さんといわれる方ですけれども、この方にこれは記録提出でございます。①から⑥までで、提出期限は10月11日、これは動かしません、10月11日で、これは地方自治法第100条第1項の規定に基づき請求をするというものでございます。

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議ないものと認めます。

続きまして、はぐっていただきまして次の記録提出要求書は、じん肺患者同盟岡山県連合会会長横山秋男氏に対するものでございます。提出を求める資料は①から④まででございます。提出期限は、先ほどと同じ10月11日です。これは地方自治法第100条の第10項、先ほどののは100条の第1項ですけれども、これは100条の第10項の規定によるものでございます。

これでいかがでしょうか。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議ないものと認めます。よって、そのようにいたします。

続きまして、次、記録提出要求書、これは一般財団法人中国電気保安協会岡山東営業所所長に対してであります。①から④までの資料でございまして、提出期限は10月11日、これは地方自治法第100条の第1項に基づく資料要求でございます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議ないものと認めます。

続きまして、記録の提出を求めるものにつきましては、ウエストジャパン興業株式会社代表者、吉村充司氏ですか、現在のウエストジャパン興業の代表取締役だそうでございます。その方に対して①から④までの資料を求めるということで、提出期限は同じく10月11日、これは地方自治法第100条の第1項の規定により要求するものであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議ないものと認めます。

続きまして、その次のページ、記録の提出を求めるものの氏名、住所、これは元株式会社備前まちづくり代表者吉村武司氏であります。これは①から⑤までの資料を求めるということで、提出期限は同じく10月11日、これも地方自治法第100条第1項の規定により資料要求するものであります。これもよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

続きまして、これを差しかえの文章を参考にしてください。

まず、備前市長吉村武司氏に対して記録提出を求めるものでございますが、差しかえ文章の1ページ目を見てください。

これは①、②ということで、②が差しかえ文書で追加になっております。きのうの幹事会では、森山純一元備前市副市長が本件に関して引き継いだ事務文書というふうにあります、それに追加してけさ方問題になりました平成28年9月26日付旧アルファビゼン盗難事件調査特別委員会の現地調査について（回答）の起案文書を提出されたしということでございます。提出期限は10月11日、地方自治法第100条第1項の規定による資料請求でございます。これにつきまして、異存ございませんか、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

なしと認めます。よって、この差しかえのほうの文章にさせていただきます。

引き続きまして、その右側のページ、ここからは証人出頭要求書でございます。今までは記録提出でございましたが、これからは証人の出頭要求ということでございます。

出頭を求める者の氏名は、幡上義一氏でございます。これは、元株式会社備前まちづくりの社員であったというふうに伺っております。証言を求める事項については、①から⑥でございます。出頭すべき日時、場所は、次回の委員会が決定をいたしましたので、これは28年10月11日、ただし証人4名の方がおられますので時間帯を、その後もちょっと見てください、森山純一元備前市副市長、それから現在の備前市の職員で中島和久まちづくり部長、それからこれは備前警察署の刑事課の課長で稲垣氏ということで、これは刑事課長です。これ先ほど問題になっておりました、私の案ですがどんなでしょうか。この備前警察署の刑事課は時効の計算について先方のほうから百条委員会でぜひ説明したいという申し出があったように聞いております。せっかくだから呼びしようということになりましたので、この方から順番に聞いていくということで、どんなでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

この方からいろいろなことが聞けるとお思いますので、①から⑤。これ、じゃあ、ここを10月11日の冒頭9時半でよろしいでしょうか。事務局、どんなでしょうか。9時半というと早過ぎる、10時。

○石村議事係長 御本人の都合もあるでしょうし。

○橋本委員長 だから、要求は9時半でええんですか、それとも……。

守井委員。

○守井委員 この人に対しての意見ですけど、最初の話ではこの人が皆さんに御説明いたしまし
ようかというような話じゃなかったんかと思うんですよ。

○橋本委員長 そうですよ。

○守井委員 その人に対してこの100条の1項で来ていただくという形じゃなくて、あくまで
も申し出による意見の聴取という形になるんじゃないかというふうに思うんですけども、そ
れはどんなんですか。

○橋本委員長 これ、参考人ということで証人ではありませんので、比較的穏やかな感じで…
…。

〔「証人でええが」と呼ぶ者あり〕

いやいやいや。

○守井委員 100条の第1項の規定によるものと、ただ参考人として呼ぶだけの場合の意味合
いは違ってくると思うんです。じゃから、そういう意味じゃ本人みずからこちらに来て説明いた
しましょうかという話なんで。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○橋本委員長 いやいや、それこそこれはきのうの幹事会でこういうふうに内定をしたというこ
とでございます、きのう。それで、説明していただく部分は説明をしていただく、向こうから申
し出て、だからそれはしていただくと。100条の第1項及び備前市議会委員会条例第29条第
2項の規定により参考人として出席を求めるということでございますので。

ちょっと事務局に説明を願います。

事務局、この一番下の部分を説明してください。

事務局、石村君。

ちょっと聞いてください。

○石村議事係長 この方につきましては、参考人ということで、100条の第1項は、全て調査
につきましては100条の第1項で、この委員会で調査することはそれが調査の根拠になりま
す。その中で、（特に必要があると認めるとき）と記載がある方がいらっしゃると思いますが、
そういう方につきましては、正当な理由なく欠席をされたり、虚偽の証言をされたりする場合は
罰則規定があるということでございます。この方につきましては参考人でございますので、10
0条の1項について調査しますが、罰則規定はございません。

以上です。

○橋本委員長 それでよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それで……。

田原委員。

○田原委員 私がね、11日を7日にしてもあれだけ抗議があったんよ。きのう決めたことを何で今ひっくり返すん。

○橋本委員長 まあまあ、気持ちはわかります。

〔「掛谷さん、どんななら見解は」と呼ぶ者あり〕

まあまあ、それは委員会が終わってからやってください。

とりあえず、この備前警察署刑事課の課長を10月11日に参考人として出席要求をします。時間を決定したいと思います。9時半開会直後ということで、9時半でよろしいですか。差し支えなければ9時半ということで。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

この方が1番、その次に2番目を決定したいと思います。

前後しますが、2番目はどなたがよろしいですか。森山元……。

守井委員。

○守井委員 相手さんの都合があるかと思うんで、その辺は事務局のほうにお任せして調整してもらったらどうなのでしょうか。

○橋本委員長 いや、それはこっちで正式に時間をここで決めんと発送できんのんです。

〔「ああ、そうなん」と守井委員発言する〕

はい。だから、いつでも好きなときに出てきてくれというわけにいかないので……。

〔「好きなときじゃなくて、重なる場合があるでしょ。都合悪い場合が」と守井委員発言する〕

いやいや、だからそれはもうこちらで時間を設定してお呼びする。その日は都合が悪いということになれば、かくかくしかじかこういう理由でその時間帯は出れんということになれば、その後また幹事会で協議ができたかと思しますので。まずは、順番を決めたいと思います。

次に、どなた、中島現職員か、あるいは森山元副市長か、幡上義一氏か、どこをいきましようか。皆さんの御意見をどうぞ。順番としてここがこういうふうになったらええぞという。

田口委員。

○田口委員 中島部長さんをお呼びになったら私はええんじゃないんかと思う。必ずおるわけじやから。

○橋本委員長 皆さん、御異議ございませんか。今、田口委員から……。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

先に備前署の刑事課長呼んで、その次は中島現まちづくり部長。よろしいか。

石原委員。

○石原委員 順番はよろしいんですけど、きのうの幹事会で私も言葉足らずであったのか、中島氏をお呼びする際の証言を求める事項の中で、今回の当委員会の調査項目に上げられております調査目的、あの施設の維持管理のところで当時あの施設を引き渡しを受けたときの状況、どのような確認がなされてどういう経緯があったのかというようなところを含めていただければと思い

ます。

○橋本委員長 これは証言を求める事項の①から⑥の中にそれは入っていないということですか。

○石原委員 発覚時なんかのことはあるんですが、どういう、一方の資料には鍵を受け取ったとか、撤去、完了したのを確認したとかいう当時の委員会での報告の内容等もあるんですけども。その当時の委員会の報告資料等を確認すればわかるやもしれんのんですけども。

○橋本委員長 それを、じゃあ、具体的に①から⑥以外にこういう項目を追加してほしいということがあれば、具体的にちょっとそれを言っていただけませんか。それを皆さんにお諮りしますんで。

〔「あの施設を」と石原委員発言する〕

例えば⑦として、まだ諮る前ですが、ちょっとそれを言うてください。

○石原委員 施設の返却というか、返還を受けたときの対応。

〔「返還じゃない」と呼ぶ者あり〕

○橋本委員長 いや、返還でしょ。

〔「前に一遍返してもろうたときの」と石原委員発言する〕

賃貸人に、返還の際の対応について。

〔「はい」と石原委員発言する〕

対応についてですね。

ただいま石原委員のほうからこの中島和久、備前市の職員に対して①から⑥を幹事会で設定しておりましたが、今⑦として施設返還の際の対応についてという項目についてお尋ねしたいということを追加してほしいという依頼がございました。

いかが取り計らいましょうか。

山本恒道委員。

○山本（恒）委員 それじゃったら当時の部長というんですか、人のほうがようわかるんじゃない、直に。今は引き継いで中島部長の場合は最近そこへおるだけじゃからわかりにきいんじゃない。

○橋本委員長 今、山本恒道委員からは、中島職員であればその当時そういう担当じゃなかったんじゃないかという疑義が示されました。

田原委員、何か御意見ありますか。

田原委員、どうぞ。

○田原委員 返還時の対応ということなんですけども、返還したときになくなるというのがわかったわけ。そやから、この①の条項でええんじゃないかと思います。

○橋本委員長 発覚時の対応ということで。

○田原委員 うん。一緒なんです。同じなんですわ。それとあわせて山本委員の言われた中島さんはその当時課長ですわ、あそこの。ですから、その下に何人か直属の部下がおるけども、いきなり直属の部下を呼ぶよりも課長さんからまずお尋ねしたらどうじゃろうかということで提案さ

せてもろうとんですけど。

○橋本委員長 ちょっと待ってください。それでは、ただいま田原委員の説明によると、施設返還の際の対応についてというのは、施設の返還の際に盗難に遭ってるということが発覚したわけだから、この①の発覚時の対応についてに包含されるからあえて単独で施設返還の際の対応についてという項目を設けなくてもそこで聞けるじゃないかということをやります。

石原委員、どんなですか。取り下げてくださいか。

○石原委員 これはよく取り計っていただいたらいいんですけど……。

○橋本委員長 取り計りよう。

○石原委員 この経緯の中で、監査の内容の中の記述で、きのうの幹事会でも上がったんですけども、平成23年6月1日時点では……。

○橋本委員長 23年の。

○石原委員 6月1日に自家発電機の点検を行ったと、これも全て記述はあるんですけども。6月1日です、それが。その後約2週間後の6月議会の中での橋本議員の一般質問でそういう何かあの中の電気設備が被害に遭うとんじゃないかという問いかけに対して、当時の市長がいやいや何も聞いてないというようなやりとりがあったり。それから、その日にいただいた資料を見ますと、その一般質問の日かその翌日ぐらいに市が現地を確認して、いやいや電線の被害がありましたよというような流れが、平成23年6月に限って言えば、わずか半月の間にあったんで、一体どういう状況になっとんかなという思いからの今、施設返還時の対応についてということを加えていただいたらどうかという趣旨です。

○橋本委員長 重複しても、田原委員、もうそれがダブっても別段構わんのんで、できれば意向を認めてあげたらと思うんですが。

田原委員。

○田原委員 もうたたき台ですから、こういう文書のほうがということで、修正ならきのうの幹事会でも同じようにどんどん修正してますから。

○橋本委員長 いや、追加ですから。追加です。

〔「結構ですよ」と田原委員発言する〕

追加です。

他の委員の皆さんどうでしょうか。

石原委員からは中島職員に対して⑦で施設返還の際の対応についてという項目を追加されたしという提案がございました。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議ないものと認めます。それでは、そのようにさせていただきます。

中島職員をお呼びするということでありまして、さっきの備前警察署の刑事課長が9時半からということで、ざっと1時間ぐらいですか。

〔「そうですね」と呼ぶ者あり〕

1時間ぐらいですね。

〔「2時間は呼べる言うたんじゃなかったん」と呼ぶ者あり〕

2時間マックスです。マックスです。2時間は呼んでも構わないということです。だから、中島職員に対しては、例えば休憩もひっくるめて11時ぐらいを設定したらいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、中島職員に対しては10月11日の11時ということで決定をいたし、地方自治法第100条第1項の規定による証人出頭要求書でございます。これは中島職員に対しては、証人ということで出頭を要請をいたします。

次に、3番目にお呼びする人は、幡上さんがよろしいですか、それとも森山純一さんがいいですか。

川崎副委員長。

○川崎副委員長 私は幡上さんと呼んで、最後に副市長がまとめの質問という意味では、お昼から、どちらも昼からかな、じゃから昼一番は幡上さんで2番目に森山元副市長がいいんじゃないかなというふうに思います。

○橋本委員長 川崎委員からはそのような提案がございましたが、皆さんいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

でありましたら、もとに戻っていただいて、順番として証人出頭要求書でこれは出頭を求める者の氏名は幡上義一氏で、①から⑥までの案件について証言を求めますということで、出頭すべき日時は10月11日の13時半からですか、何で。

〔「11時から中島さんじゃったか、やって、12時に終わればええけど、12時半ぐらいまで見とったら、それから食事とか……」と川崎副委員長発言する〕

どうでしょうか、13時30分という要望があるんですが、それでよろしいか。

〔「いや、短くなるん」と呼ぶ者あり〕

うん、13時半。

よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議ないものと認めます。13時30分に出頭要求をいたします。これは地方自治法第100条第1項の規定による出頭要求でございます。

続きまして、その次のページでございます。

証人の出頭要請でございますが、森山純一氏でございます。証言を求める事項は①から④の案件でございます。出頭すべき日時、場所は10月11日の前任の幡上さんから2時間をきっちり置いて15時30分とするかどうかお尋ねをします、皆さんに。

〔「休憩も要るから15時30分」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、15時30分ということでお呼びをしたいと思います。
いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それで、本件につきましては、地方自治法第100条第1項の規定による証人出頭要求書となりますので、御承知おきください。

それから、差しかえ文章の追加案①と追加案②、これをちょっと見てください。

本日、午前中のちょっとした議論の中で、どちらも同じなんですけど、説明を求める案件とあるいは意見を聞こうとする案件の文言については、平成28年9月26日付、旧アルファビゼン盗難事件調査特別委員会の現地調査について（回答）にかかわる要請についてということで、これは参考人の出席を要求するか、もしくは参考人ということではなくて説明員ということでお呼びをするかを、皆さんにお諮りしたいと思います。これは備前市の職員で説明員ということになると、その課にこういって説明を求めるから百条委員会に出てきていただきたいということを要求します。参考人ということになりますと、その氏名を特定してこちらからお呼びをしなければなりません。

で、皆さん方にお諮りをします。

御意見をあればどうぞ。

で、きのうからのやりとりではこの部分については職員の、三宅という職員がおられるそうですが、その方からの返答で警察からの要請があってマスコミは同行できないとか、あるいは写真を写すのは1人にしてくれとか、その写した写真は委員会以外では使っちゃだめだとか、そういういろいろな制約が加わったと。だけど、それが本当かどうかそれを正式に職員に来てもらってお呼びするというございます。だから、相手を特定して出席を要求するのか、特定せずにそれらが説明できる人に来てくださいと言うのか、それで追加案の①と②に分けております。

いかが取り計らいましょうか。

守井委員。

○守井委員 回答にあった文章の中身がちょっと理解できないという趣旨だろうと思うんで、説明員の要請によってその説明を聞いたらいんじゃないかなというように思います。

○橋本委員長 だから、説明員で追加案の②でいくべきということですか。

○守井委員 そういことです。

○橋本委員長 今、守井委員からは追加案の②ということをサポートするという意見が出ました。

ほかの皆さんどうですか。

田原委員。

○田原委員 三宅さんっていうのは、要するに実務担当者ですわね、起案書のあれを書いた担当者であって。

○橋本委員長 起案書の、そうです。

○田原委員 これならいわゆる説明員というんか、ですけども、彼がそれだけの判断をしてそれを起案したかどうかというのは、大変役所の仕組みからいくとちょっと気の毒だなという感じがするんで、一応それなりの判断のできる人がやはり逆に、起案書は確かに三宅さんから上がってきとんかもわからんですけども、ある程度決裁をされた人のほうがいいんじゃないかなと。そういうふうになると……。

○橋本委員長 市長になってしまいますよ、最終的に。

○田原委員 最終的には市長を参考人で呼ばんといけませんけども。やはり例えばきょうの…

○橋本委員長 きょうの尾野田担当員。

○田原委員 尾野田さんとか、部長とか、課長とか。要するに、文書を出す立場の、そういう人のほうがいいんじゃないかないう気がするんですけど。

○橋本委員長 ただいま田原委員のほうからは追加案の②で説明員という格好でいいからきょうの窓口となった尾野田担当員、それから部長であれば佐藤総合政策部長ですか。

〔「それでね、委員長」と田原委員発言する〕

いやいや、今言われたのは、部長と課長という。

田原委員。

○田原委員 それで、ここで要するに説明員で呼んで、こりやおかしいじゃないか、証人だというたらまた1週間とかなんとかというて、また一月ほど先になるわけね、手続的に。その辺がいいのかどうか。せっかく警察署の人が来てくれて、どういう証言されるんか知りませんが。ここで説明員で呼んでおかしくないの言うて、じゃあ、参考人で呼ぼうか言うたらまた幹事会をかけて何だかんだというたら、また一月ほどたってしまう、その辺のことも含めて皆さんで協議してもらったらどうでしょう。

○橋本委員長 暫時休憩をいたします。

午後2時27分 休憩

午後2時28分 再開

○橋本委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

追加案の①の参考人と追加案の②、これは説明員という格好で呼ぶかということですが、皆さんの御意見では説明員ということで出席要求をしたかどうかという意見が多いやに思います。そのように取り計らいたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

この場合に出席を求める説明員は名前を特定をしなければなりません。この、何人ぐらいをどういうふうにして呼ぶかということはどんなでしょうか。

山本恒道委員。

○山本（恒）委員 この若え職員の名前出したりしたらおびえるんじゃないねん。何かそりゃ上のほうの人でそこへ参加しとるような人じゃったら名前出してもええけど、もうただ事務的に仕事し

ようだけで名前出してやはり若え係長の辺ぐれえじゃったらへりの人の見る目というたりするのが変わってくると思うんです、職員も。そこら周りがある程度考慮してあげると……。

○橋本委員長 それで、山本委員、どういう方を。

○山本（恒）委員 いえいえ、それわからんけどな。

○橋本委員長 わからん。

○山本（恒）委員 全然わからんけど、今名前が出とったこの書類を起案した人というたりするような人をやな、そりゃどつと説明に来てというんじゃったら、力いっぱい説明聞いたらいいと思うんですけど。ただ、仕事柄、しょうがねえことはねんじやろうけど、仕事しょうってたまたまそこへおるのがというて、いろいろ私も昔のほうではよう自殺するようなことぎょうさんおってから、もう皆さん知つとられるようにプレッシャーはかかると思います、絶対。たたく人とたたかれる人は全然サイドが違いますし、そこら周りのある程度初めを考慮していうか、初めからそうびっちりわかっとならええんですけど。

○橋本委員長 ほいじゃあ、そういうことも勘案して私が提案をいたしますが、この出席を求める説明員については、今までこの件でいろいろと議論をしてきた担当官であればきょうの尾野田担当官、それからその上司である佐藤総合政策部長、この2名を説明員としてお呼びするということがいかがでしょうか。複数を来てもらうということは可能ですので。

そのように取り計らいますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

これにつきましても、地方自治法第100条第1項及び備前市議会委員会条例の第21条の規定による説明員の出席要求といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議ないものと認めます。よって、そのように取り計らいたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後2時32分 休憩

午後2時35分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き本委員会を再開いたします。

申し忘れておりました。先ほど追加案の②で説明員の出席要求ということでございますが、日時は10月11日の16時30分といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議ないものと認めます。よって、そのようにいたします。

なお、これまでの関係人の住所、氏名、調査事項を含めまして字句の整理につきましても正副委員長に御一任願えますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長に提出する際の関係人の住所、氏名、調査事項を含めまして字句の整理につきましても、正副委員長に御一任いただくことといたします。

以上で本日の旧アルファビゼン盗難事件に関する調査特別委員会を閉会いたします。
御苦労さまでございました。

午後2時36分 閉会